

／千葉市立学校に通われるお子さまの保護者の方へ／

学校給食費の口座振替手続きのお願い



1回の登録



中学校卒業
まで利用可※

手数料不要

※学校給食費の納入方法について(令和5年8月現在)
※千葉市立特別支援学校高等部を含みます

千葉市では、口座振替による学校給食費(学校徴収金・日本スポーツ振興センター共済掛金を含む)の納入をお願いしています。以下の案内をご確認いただき、振替口座の登録手続きを行ってください。

■ 口座振替をご利用いただける金融機関

普通銀行

★千葉銀行／★京葉銀行／★千葉興業銀行
★常陽銀行／★みずほ銀行／★三菱UFJ銀行
★三井住友銀行／★りそな銀行
★東京スター銀行／埼玉りそな銀行

信託銀行

三菱UFJ信託銀行／みずほ信託銀行

信用金庫

★千葉信用金庫／★銚子信用金庫
★佐原信用金庫

その他

★ゆうちょ銀行(郵便局)／★中央労働金庫
★千葉みらい農業協同組合／横浜幸銀信用組合

■ 口座振替のお手続き方法

① 銀行窓口でのお手続き

学校で用意している千葉市学校給食費等口座振替依頼書(4枚複写)に必要事項をご記入のうえ、金融機関窓口にてお手続きの後、学校へ4枚目「学校提出用」をご提出ください。

② インターネットからのお手続き

千葉市ホームページ内、学校給食費申込ページよりお手続きいただき、学校へ「Web 口座振替手続き完了届(HP掲載)」をご提出ください。(★印の金融機関で対応可能)



お申し込みはこちらのQRコードから

学校給食費のWeb 口座振替受付サービス
(千葉市ホームページ内)

お子さまが通う学校又は千葉市教育委員会

○保健体育課(口座振替・学校給食費)

TEL 043-245-5909

kyushoku-kokaikei@city.chiba.lg.jp

○学事課(学校徴収金)

TEL 043-245-5928

gakuji.EDS@city.chiba.lg.jp

■ 口座振替日のご案内

口座振替は年9回行われます。残高不足などにより振替できなかった場合は、翌月15日に再振替が行われます。口座振替日が土・日・祝日等の場合は金融機関の翌営業日に振替が行われます。

期別	口座振替日	(再振替日)	内訳
1	6月25日	(7月15日)	4・5月分請求
2	7月25日	(8月15日)	6月分請求
3	8月25日	(9月15日)	7月分請求
4	10月25日	(11月15日)	8・9月分請求
5	11月25日	(12月15日)	10月分請求
6	12月25日	(1月15日)	11月分請求
7	1月25日	(2月15日)	12月分請求
8	2月25日	(3月15日)	1月分請求
9	3月25日	(4月15日)	2・3月分請求

■ よくあるご質問

Q. 手続き後、いつから振替されますか？

およそ1～2か月程度後より振替が開始されます。

Q. 子どもが名義人の口座も使えますか？

お子様名義の口座でもご利用いただけます。

Q. 口座振替依頼書はどこでもらえますか？

各学校にご用意がありますので、お問い合わせください。

Q. 口座から引き落とされる金額は、給食費のみですか？ (給食を食べていない場合でも、口座登録は必要ですか？)

給食費に加え、学校徴収金・日本スポーツ振興センター共済掛金の口座振替も兼ねていますので、給食を食べていないお子様につきましても、お手続きをお願いします。

Q. 引き落とされる金額の内訳を確認したいのですが。

毎年6月中旬に学校から配付される「学校給食費納入額決定通知書」をご確認ください。

Q. 生活保護、就学援助、第3子以降無償化などにより給食費は免除のようですが、振替が発生しているのはなぜですか？

各支援制度により給食費が免除されている場合でも、学校徴収金などの金額分振替が発生することがあります。

Q. 再振替もできなかった場合、どうすればよいですか？

「納付書(給食費・共済掛金)」「振込依頼書(学校徴収金)」が送付されますので、各案内にそって納入をお願いします。